

長与町

老人福祉計画・第7期介護保険事業計画

計画期間 平成30～32年度

概要版

1 計画の背景と目的

本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、2015（平成27）年3月に「長与町老人福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

国においては、2017（平成29）年に介護保険法の一部改正が行われており、地域包括ケアシステムの深化・推進として、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進など、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等を図ることとしています。

また、2017（平成29）年7月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」が改訂されています。

これらを踏まえ、最上位計画である「長与町第9次総合計画」（実施期間2016（平成28）年度～2020（平成32）年度）との整合性を図りながら、2025（平成37）年に向けた「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を「長与町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」として策定します。

2 基本理念

本計画では長与町第9次総合計画との整合性を保ちつつ、第6期計画の基本理念を踏襲し、

「ふれあいにあふれ、いきいきと健やかに暮らせるまち ながよ」

を基本理念に掲げ、地域住民がいつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 基本方針

長与町第9次総合計画の基本理念である「健康づくりと長生き応援プロジェクト」に係る高齢者の福祉の充実・社会保障制度の充実をテーマに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう事業の展開を図ります。

4 施策の展開

基本目標	施策の方向
<p>基本目標 1</p> <p>長与町の特性にあわせた地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<p>1-1 高齢者の健康づくりの支援</p> <p>特定健診・健康診査の実施 保健指導の実施 重症化予防事業の充実 がん検診の推進 歯周疾患健診の推進 健康づくりボランティア活動の支援 こころの健康教育・相談・訪問 働く世代からの健康づくり、介護予防の推進 健康ポイント事業の推進</p> <p>1-2 総合事業等による介護予防の推進</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス 通所型サービス 生活支援サービスの充実に向けた体制づくり</p> <p>(2) 一般介護予防事業 お元気クラブ（介護予防普及啓発事業） めだか85（介護予防普及啓発事業） 脳トレ教室（介護予防普及啓発事業） いきいきサロン（地域住民グループ支援事業） その他の事業</p> <p>(3) 包括的支援事業 介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント事業 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業 地域ケア会議推進事業</p> <p>(4) 任意事業 家族介護支援事業 その他の事業</p>
<p>基本目標 2</p> <p>安心していきいきと その人らしく暮らすこと ができるまちづくり</p>	<p>2-1 安心していきいきと生活できる体制づくり</p> <p>(1) 積極的な社会参加の推進 老人クラブの活動支援 いきいきサロンの推進 ボランティア活動の支援 世代間交流の推進 生涯学習・生涯スポーツの推進 就労機会の充実 老人福祉センターの充実</p> <p>(2) 地域生活の支援 見守りネットワーク 緊急通報装置設置事業 要支援者支援体制の推進 地域の防犯体制の整備 高齢者虐待防止事業 高齢者等ごみ出し等支援事業 買物支援 生活支援ハウス 養護老人ホーム</p> <p>2-2 安心・安全な生活環境づくり</p> <p>(1) 安心・安全な生活環境づくりと相談体制の充実 地域包括支援センターによる総合相談 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 日常生活自立支援事業 成年後見制度利用支援事業 高齢者虐待防止事業 災害時要支援者支援体制の推進 自主防災活動の促進 施設等の防災対策 地域の防犯体制の整備 交通安全対策</p> <p>(2) 地域ケアネットワークの整備 地域ケア会議（関係機関とのネットワーク） 地域包括支援センターの機能充実 地域福祉活動の推進 ボランティア活動の促進</p>
<p>基本目標 3</p> <p>介護保険制度をはじめ としたサービス提供の 適正化</p>	<p>3-1 相談・情報提供の充実</p> <p>情報提供 視覚障害・聴覚障害者への配慮 サービス利用相談</p> <p>3-2 サービスの安全性の確保と質の向上</p> <p>地域密着型サービスの整備 相談、苦情処理の体制づくり 介護サービスの安全性の向上</p> <p>3-3 介護給付の適正化</p> <p>ケアプラン点検の実施 縦覧点検・医療情報との突合 住宅改修等の点検 サービス利用者への介護給付費通知による啓発 要介護認定の適正化</p>

5 介護サービス事業量の見込み

◎居宅サービス

(単位：千円)

		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	8,294	9,763	11,591
	介護予防訪問リハビリテーション	128	128	128
	介護予防居宅療養管理指導	1,479	1,962	2,427
	介護予防通所リハビリテーション	67,461	78,604	91,867
	介護予防短期入所生活介護	2,669	3,738	5,874
	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	9,222	11,839	14,842
	特定介護予防福祉用具購入	2,226	3,306	3,756
	介護予防住宅改修	5,023	5,023	6,698
	介護予防特定施設入居者生活介護	6,434	6,815	7,847
	介護予防支援	14,443	14,450	14,450
	介護給付	訪問介護	148,864	162,200
訪問入浴介護		7,727	11,077	14,485
訪問看護		62,972	75,064	90,266
訪問リハビリテーション		3,278	4,411	6,224
居宅療養管理指導		15,277	16,059	16,903
通所介護		390,317	441,718	494,427
通所リハビリテーション		256,409	282,950	314,436
短期入所生活介護		125,446	129,413	137,255
短期入所療養介護（介護老人保健施設）		3,401	2,755	3,294
短期入所療養介護（病院等）		21,045	21,054	31,582
福祉用具貸与		72,157	81,693	92,479
特定福祉用具購入		5,073	6,473	8,594
住宅改修		4,860	4,860	4,860
特定施設入居者生活介護		46,697	57,833	73,338
居宅介護支援		121,770	124,433	126,058

◎地域密着型サービス

(単位：千円)

		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
予防給付	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	14,215	14,221	14,221
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護給付	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	1,376	1,376	1,376
	小規模多機能型居宅介護	65,282	65,311	65,311
	認知症対応型共同生活介護	286,981	287,109	287,109
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	95,748	95,975	95,975
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	59,990	66,592	74,541

◎施設サービス

(単位：千円)

	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
介護老人福祉施設	320,277	320,420	320,420
介護老人保健施設	234,861	234,966	234,966
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0

6 介護保険事業費の見込みと介護保険料

第1号被保険者の保険料は、サービス給付費総額をもとに、第1号被保険者負担割合や調整交付金相当額等を踏まえ保険料収納必要額を計算した上で、予定保険料収納率や所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準月額を算出しました。その結果、第7期計画期間（介護保険事業期間）の第1号被保険者介護保険料基準月額は、5,400円となります。

また、負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階別被保険者の割合を踏まえ、保険料率を以下のように設定します。

■サービス給付費総額

(単位：円)

	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	合計
サービス給付費総額	2,811,606,137	3,034,201,611	3,251,644,367	9,097,452,115
標準給付費見込額	2,584,457,911	2,799,162,084	3,008,395,126	8,392,015,121
地域支援事業費	227,148,226	235,039,527	243,249,241	705,436,994

■所得段階区分及び保険料 【基準額(月額)】5,400円

所得段階	住民税課税状況	所得段階の内容	保険料率(第7期)	参考(国が示す標準保険料率)	保険料年額※1
第1段階	本人が非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	×0.50	×0.50	32,400円
第2段階			×0.45(※2)	×0.45(※2)	29,200円(※3)
第3段階			×0.65	×0.75	42,100円
第4段階	世帯非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	×0.75	×0.75	48,600円
第5段階			×0.90	×0.90	58,300円
第6段階	本人が課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	標準額	標準額	64,800円
第7段階			×1.15	×1.20	74,500円
第8段階			×1.30	×1.30	84,200円
第9段階			×1.50	×1.50	97,200円
第9段階		合計所得金額が300万円以上	×1.70	×1.70	110,200円

※1：保険料額は基準額×保険料率で計算され100円未満の端数が生じた場合50円以上は切り上げ、50円未満は切り捨てて算出

※2及び※3：低所得者軽減対策に伴う保険料率軽減及び保険料年額

長与町老人福祉計画・第7期介護保険事業計画（概要版）

■発行／長与町 〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1 電話 095-883-1111（代表）